

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱取扱要領

平成29年4月1日
28環自計第1071号
改正 5環自計第442号
令和5年 9月11日

1. 目的

この取扱要領は、「在来種植栽登録制度『江戸のみどり登録緑地』実施要綱」（平成29年3月3日付28環自計第966号。以下「要綱」という。）の運用に係る必要な事項について定めるものとする。

2. 樹木の植栽割合（要綱第2条関係）

要綱第2条第3号の「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第6条第2項の規定による割合等」については、緑化する敷地の形状、既存の樹木や樹林地の存在、区市町村条例に基づき行う緑化計画書に基づく緑化計画等により、当該割合を満たすことに支障があると認められる場合は、当該割合によらないことができる。

3. 緑地の面積の算定（要綱第2条関係）

要綱第2条第3号の「緑地」の面積の算定については、東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「自然保護条例」という。）第14条に基づく緑化計画書制度における取扱いに準じるものとし、別表第1の左欄に掲げる区分に対し、それぞれ右欄に掲げる方法にて算定するものとする。

4. 同種の制度（要綱第2条関係）

要綱第2条第5号の「同種の制度であって知事が認めるもの」とは、自然保護条例第47条の許可制度及び区市町村条例に基づき行う緑化計画書の届出制度とする。

5. 優良緑地の要件（要綱第6条関係）

優良緑地の要件である要綱第6条第1項各号の取扱いは、別表2のとおりとする。

6. 登録証の交付枚数（要綱第7条関係）

緑地の登録の申請を行う者が連名の場合でも、発行する登録証は、1枚のみとする。

7. 登録台帳の様式（要綱第9条関係）

登録台帳の様式については、別表3（登録緑地）及び別表4（登録予定緑地）のとおりとする。

8. 自然共生サイト認定申請の内容（要綱第13条関係）

- (1) 申請様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- (2) 審査は、「自然共生サイト認定制度に係る連携のための協定書」及び「江戸のみどり登録緑地自然共生サイト認定審査要領」に基づき実施する。
- (3) 申請様式の提出期日は、環境省と協議の上、登録緑地の登録者に通知するものとする。

附 則（平成29年4月1日）

この取扱要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月11日）

この取扱要領は、令和5年9月11日から施行する。

別表 1

項目	算定方法
1. 緑地帯	縁石等で区画され樹木で覆われた土地（縁石の内側）の面積とする。 なお、緑地帯の幅及び長さは、それぞれ 50 センチメートル以上確保するものとする。
2. 単独木	<p>実際の樹冠投影面積とする（この場合、算出に用いた樹幹投影図を添付すること。）。</p> <p>ただし、高木及び中木については、次の算出方法により算出することができる。</p> <p>a 高木 1 本当たり 3 平方メートルの円を樹冠相当とした面積を算出する。 ただし、高さが 3 メートル以上のものについては、その高さの 7 割を直径とする円を樹冠相当とすることができる。</p> <p>b 中木 1 本当たり 2 平方メートルの円を樹冠相当とした面積を算出する。</p>
3. 生け垣	生け垣の長さに幅を乗じた面積とする。ただし、幅 60 センチメートル未満の生け垣にあつては、幅 60 センチメートルとして算出できる。この場合も、緑地帯の幅は 50 センチメートル以上確保すること。また、生け垣に用いることができる樹種は単独の成木で中木又は高木となるものとし、樹冠が重なるように植栽すること（目安は 30 センチメートル間隔）。
4. 既存樹木（敷地内で移植計画のある樹木も含む。）	1 から 3 までにより算出した面積とする。ただし、高さが 5 メートル以上の高木について単独木で計算する場合は、その高さを直径とする円の面積を樹冠相当として算出できる（移植等に伴う剪定により高さが変わった場合も、剪定前の高さが確認できれば、その高さを直径とする円の面積を樹冠相当として算出できる。）。

別表2

項目	基準
一 化学薬品を用いた除草剤・殺虫剤等の使用量の低減	緑地の半分以上の区域において、病害虫の発生時のみ化学薬品を使用するものとし、予防的な散布としては使用していないこと。
二 昆虫類や鳥類等の餌場や隠れ場所等の確保	<p>昆虫類や鳥類等の動物の生息場所づくりに関し、以下の項目のうち2つ以上に取り組んでいること。</p> <p>① 100㎡あるいは樹木に覆われた区域面積の1/5のどちらか小さい面積以上について、昆虫類や鳥類の生息場所への配慮を目的とした草刈りや樹木剪定等の時期、範囲、高さ等の工夫を行っている。</p> <p>② 落ち葉や剪定枝、石積みなどを利用した動物の生息場所を2か所以上設置している。</p> <p>③ バードバスや、鳥類やハチ類などが営巣できるような巣箱等(2か所以上)を設置している。</p> <p>④ 鳥類や昆虫類を効果的に誘引する実や花などをつける在来種の植物を4種以上導入している。(樹種選択の理由を示して説明)</p> <p>⑤ その他動物の生息場所確保の工夫であって上記各号に準じる取組と認められるものを実施している。</p>
三 生きものの生息生育環境としての目的を有する草地や水辺の配置	樹木に覆われた区域以外で配置されているものであって、100㎡あるいは樹木に覆われた区域面積の1/5(水辺については1/10)のどちらか小さい面積以上の草地及び水辺であること。
四 前各号に掲げるもののほか、生きものの生息生育環境への配慮	<p>以下のいずれかの取組を実施していること。</p> <p>① 緑地の土壌診断の実施とそれに伴う土壌環境の改善(有機肥料の投入、エアレーション、土壌の入れ替え等)に取り組んでいる。</p> <p>② 専門家による動植物のモニタリングを実施するとともに、それを緑地管理業務等へ反映している。</p> <p>③ その他生きものの生息生育環境への配慮であって上記に準じる取組と認められるものを実施している。</p>

別記
第1号様式

年 月 日

東京都知事殿

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)

自然共生サイト認定制度への申請について

標記について、在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱第13条第1項に基づき、申請いたします。

登録緑地の名称	
---------	--